

各常任委員会審査報告

総務常任委員会

※ 宮之城町情報公開条例の制定

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の趣旨に基づき、町政運営の公開性の向上と町民参加による公正で開かれた町政を推進することを目的に、本条例を制定しようとするものである。

※ 政治倫理の確立のための宮之城町長の資産等の公開に関する条例の一部改正

政治倫理の確立のための国會議員の資産等の公開に関する法律等の一部改正に伴うものである。

※ 十三年度町一般会計補正予算（第七号）の關係分

問 上野食品に対する企業立地助成金が計上されているが、工場の現況はどうか。

答 地元産の筍が大半を占めている。本町での主な集荷は、泊野、平川、大長、北原で、出荷先は関東地区、地元雇用は現在十三名である。

問 歳入の地方交付税の今後の動向は。

答 今年度の普通交付税の決定額は三十一億四、三七九万六千円、既計上額三十一億八〇二万九千円、留保財源三、五七六万七千円である。前年対比一億九七三万円、率にして三・四割の減で、非常に厳しいと感ずる。十四年度の展望に

ついては、現在総務省と財務省と交渉中で、まだ新聞に掲載された情報しか得ていない。本町で概略算定すると、二億円程度の影響が出るのではな

いかと考えている。来年度の予算編成に向けて交付税の動向をしっかりと見極めながら、予算編成に当たりたい。

文教厚生常任委員会

給食センターの早期建設を

問 給食センターの進捗状況は。

答 第一候補地の旧宮之城町中学校跡地は、第一種住居地域である。給食センターは「工場」に該当するというところで、県関係機関と用途見直しについて数回協議を重ねてきたが、建設ができない状況となった。そこで、これに替わる用地確保を急ぎ、早期建設に向け努力したい。

※ 十三年度町一般会計補正予算（第七号）の關係分

問 介護保険対策費のなかで、

問 勤労福祉センターの公有財産購入費一〇万円の根拠は。

答 雇用能力機構側から町へ建物の評価額から解体撤去費を差し引いた額を持ち分によって按分した額であり、五年間は概ね現在の使途条件である。

※ 十三年度町国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）

問 老人保健拠出金の見込みで、前年対比一一七・五割、約一億一七百万円の伸びと厳しい財政運営であるが、国民健康保険税の収納率と滞納者に発行している短期被保険者証の状況と対策は。

答 厳しい経済状況の影響で収納率一・一六割の減、短期被保険者証は一か月が二九世帯、三か月が四八世帯、六か月が六世帯で、昨年は一か月一〇世帯、三か月二四世帯であったので、倍以上の増加となっている。徴収嘱託員の配置や徴収対策による訪問徴収で昨年並みの収納率確保対

答 最終処分場は、運営管理費は五か町で按分している。今後七〇年程は維持できる。